

【共通事項】

営業日	原則として、次に掲げる日を除き営業を行う ・日曜日（1月5日、12月27日から30日までを除く） ・国民の祝日（日曜日にあたるときはその翌日） ・12月31日から翌年1月4日まで
営業時間	午前0時から午後12時まで
取扱品目	一般鮮魚・養殖魚、貝類、活魚、冷凍・生鮮マグロ、冷凍魚類、塩魚、干物、干魚、その他の加工品

【出荷者（委託者に関する事項）】

その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者が負担する費用の種類と内容	① 通信費（電報料、電話料、書留料等の通信費） ② 運送料（会社の当該物品の卸売場までの運搬及び積卸しに要する費用） ③ 荷役料（印分け、配列料、小運搬等荷役に要する費用） ④ 売買仕切金、売掛金等の送金料 ⑤ 保管料（受託物品を冷蔵、その他の方法で保管したことにより特に経費を要したときは、その費用） ⑥ 調整費（増氷、容器、手入加工その他の調整に特に経費を要したときは、その費用） ⑦ その他会社が立替えた費用 また、委託手数料及び上記の費用のうち、当社が立替えた金額は卸売金額から控除する。 なお、受託物品の卸売に係る費用は、これに係る消費税額及び地方消費税額を含めて委託者の負担とする。
委託手数料	100 分の 6.5 令和 7 年 7 月受領額 《大宮》 7,697,326 円 《川越》 75,453 円

【買受人】

生鮮食料品等の引渡しの方法	売買取引が成立後、卸売場内にて速やかに買受人に引き渡すものとする。但し、買受人が引取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで他の者に卸売をすることがある。
その他の生鮮食料品等の卸売に関し買受人が負担する費用の種類と内容	配送料他、当社が立替えた費用は個別に定める契約に基づき、これらに係る消費税額及び地方消費税額を含めた金額を求めることができる。
生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日	原則として、買受代金の支払期日は買受日より 8 営業日までとする。但し、個別の契約に基づく支払期日を経過した場合は、延滞金を請求することがある。
支払方法	買受代金の支払場所を当社の事務所又は当社の指定銀行口座とし、取扱時間は午前 9 時から午後 3 時までとする。
完納奨励金（仲卸業者及び売買参加者に対するもの）	買受日より 4 日以内に買受代金（税抜）を完納した場合 1,000 分の 4.5 8 日以内に買受代金（税抜）を完納した場合 1,000 分の 2 令和 7 年 7 月交付額 《大宮》 買受日より 4 日以内に買受代金完納（1,000 分の 4.5） 1,872,793 円 8 日以内に買受代金完納（1,000 分の 2） 206,201 円 《川越》 買受日より 4 日以内に買受代金完納（1,000 分の 4.5） 107,565 円 8 日以内に買受代金完納（1,000 分の 2） 5,544 円

なお、全ての事項において個別の協議・契約により上記取引条件から変更させていただく場合がございます。新たにお取引をご検討の際は事前にお問い合わせをお願い致します。